

新潟県警察証明事務取扱要綱の制定について（通達）

昭和48年4月17日
監 発 第 170号
刑 総 発 第 59号
備 一 発 第 29号
交 企 発 第 119号

[沿革] 昭和51年5月本部（交企）第6号、平成22年3月本部（生企）第9号、25年3月本部（監）第18号、27年6月第37号、28年6月第27号、令和2年10月本部（鑑）第49号、3年3月本部（警務）第19号、7年4月本部（監）第32号改正

このたび、警察証明事務の適正化と合理化を図るため、別添のとおり「新潟県警察証明事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）を制定した。

制定の趣旨等は、下記のとおりであるから、運用について誤りのないようにされたい。
記

1 制定の趣旨

警察証明事務の取扱いについては、従来、昭和40年9月22日付警察庁乙官発第22号「警察における証明事務の合理化について（次長通達）」等により運用してきたが、その取扱いにやや統一性を欠いてきた。

このため、警察証明事務の適正化と合理化を図ることを目的として制定したものである。

2 証明事務取扱いの基本的心得

警察証明は、警察の事実確認の意思表示であり、反証のない限り公的証明力を有し、これを行行使することによつて当事者の権利義務に多大の影響をおよぼすものである。

したがつて、その取扱いにあつては慎重を期する必要がある反面、市民の利便を阻害しないように配慮しなければならない。

3 運用と解釈

(1) 準拠

要綱第2条に定める「別に定めるもの」とは、要綱別表「備考欄」に記載する証明事務に関する通達をいう。

(2) 証明の種別

警察証明の種別は、要綱別表に定める証明種別に掲げるものに限定した。

しかし、警察証明は法令の規定による場合のほかは、そのほとんどが警察証明を必要とする官公署等の利便のためのものが多く、多様化も予想される。

このため、要綱別表に掲げる証明種別以外の警察証明の発給については、その証明内容を主管する部長の指示を受けて処理するものとするにされた。（第4条）

なお、警察庁と関係省庁間で警察において警察証明として証明すべきことを取り決めた遺失及び盗難被害に関する届出証明を行う対象物件及び使用目的は、次の表のとおりである。

対象物件	使 用 目 的
在 留 カ ー ド 特別永住者証明書	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の12又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第13条による再交付申請のため（地方出入国在留管理官署が願い出人に対し、資料提出通知書を交付している場合に限る。）
旅 券	旅券法（昭和26年法律第267号）第17条による再交付申請のため
有 価 証 券	非訟事件手続法（平成23年法律第51号）に定める公示催告手続申立てのため
雑損控除の対象となる物件	所得税法（昭和40年法律第33号）第72条による雑損控除申告のため

(3) 証明事項は、要綱別表に定める証明事項に掲げる事項に限定した。

したがって、警察事務に属さない次の事項については証明をしてはならない。

- ア 居住、在籍、不在又は転出に関すること。
- イ 身分又は素行に関すること。
- ウ 家族の扶養に関すること。
- エ 生活の程度又は生活保護に関すること。
- オ 交通機関の不通又は延着に関すること。
- カ 火災、水害その他災害によるり災に関すること。

(4) 証明の作成要領

証明は、要綱別記様式により次の要領で作成する。

- ア 証明事項の記載内容は、要綱別表に定める証明事項を簡潔に記載する。
- イ 事実証明、届出証明の別を次により記入する。
 - (ア) 事実証明に関するものについては、「事実と相違ない」の文字を円で囲む。
 - (イ) 届出証明に関するものについては、「届出を受理した」の文字を円で囲む。
- ウ 証明に記載した文字を加除し、又は訂正したときは、当該箇所が発給者の公印を押印する。

別添

新潟県警察証明事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県警察における証明事務の取扱いの適正を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 警察における証明事務の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察証明 法令の規定による請求または証明を必要とする者からの願い出（以下「証明願い出」という。）に基づき、警察事務に関して特定事項の存在が事実であることを証明し、または特定事項について届出を受理したことを証明することをいう。
- (2) 事実証明 警察証明のうち、特定事項の存在が事実であることを証明することをいう。
- (3) 届出証明 警察証明のうち、事実証明ができない場合に、これに代えて特定事項について届出を受理したことを証明することをいう。

（証明種別、意義等）

第4条 警察証明の区分、証明種別、意義、証明事項、発給者等は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 警察証明の発給者は、前項に規定する種別以外の事項について証明願い出があつたときは、当該願い出に係る事項が警察証明に該当するものであると認められる場合に限り証明書を発給することができる。この場合において、当該証明事務の取扱いは、その証明内容を主管する部長の指示を受けて処理するものとする。

（証明の受理等）

第5条 警察証明の発給者は、証明願い出（法令の規定による請求を除く。）があつたときは、願い出人に警察証明願（別記様式）2通を提出させて受理しなければならない。ただし、警察証明を必要とする官公署等の定める様式により願い出た場合は、この限りでない。

- 2 前項の証明願い出に係る事項が第4条に規定する警察証明に該当しないとき、または警察証明以外の方法によるべきものと認められるときは、願い出を受理しないものとする。

（証明書の発給等）

第6条 警察証明の発給者は、前条第1項の警察証明願を受理したときは、当該願い出事項について確認を行い、事実と相違ないときは、当該警察証明願の証明欄に必要事項を記載して、1通を願い出人に交付し、他の1通を処理状況を明らかにして保管しておくものとする。

- 2 当該証明願い出が、次のいずれかに該当するものであるときは、証明書の発給を拒否または保留するものとする。

- (1) 証明書を必要とする理由、使用の目的または提出先が明らかでないとき。
- (2) 証明願いに虚偽の事項を記載してあるとき。
- (3) 証明書が不正に使用されると疑うに足りる相当の理由があるとき。

（証明事務処理上の留意事項）

第7条 証明事務を取り扱う者は、証明事務の取扱いに際しては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 証明願い出者が、当該証明に係る事項の当事者または関係人以外の者であるときは、当事者等の正当な委任を受けたものであるか否かを確認すること。
- (2) 証明願出事項、使用目的、提出先等を検討し、証明を必要とする正当な事由があるかどうかを確認すること。
- (3) 証明事項の内容が軽微なものであつても事実の確認を慎重に行なうこと。

(4) 証明書の発給数は、1件につき1通とする。ただし、その使用目的等により必要がある場合に限り2通以上発給することができる。